

桐生市行政改革方針(案)

桐 生 市

目 次

1 桐生市を取り巻く環境	1
1 少子高齢化の進展と人口減少	1
2 市税、普通交付税の減収と今後の財政の見通し	2
3 公共施設の老朽化	5
4 地方分権社会と市民ニーズの多様化	5
2 行政改革方針策定の主旨と重点項目	6
3 行政改革の体系図(案)	8
4 行政改革の検討事項(案)	9
重点項目1 効率的・効果的な行政経営の推進	9
重点項目2 民間活力の導入・市民協働の更なる推進	11
重点項目3 少数精鋭を前提とした人材育成	11
重点項目4 健全な財政基盤の確立	12
参考 これまでの行財政改革の取組	14
桐生市行政改革方針及び実施計画策定経過	16
「桐生市行政改革方針有識者委員会」委員名簿	17

1 桐生市を取り巻く環境

桐生市はこれまで定員管理の適正化、事務事業の見直し、組織機構の簡素化などを基本方針として行政改革を進めてきました。しかしながら、少子高齢化・人口減少問題などを背景に市税収入の増加が見込めないことに加え、旧合併特例法の特例措置に係る普通交付税の段階的な縮減による歳入の減少、公共施設の老朽化、多様化する市民ニーズへの対応など、桐生市は様々な行政課題に直面しています。こうした状況に的確に対応し、市民サービスを維持向上していくためには、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効かつ効率的に活用し、新たな行政経営※へシフトしていくことが求められます。そのために、桐生市は総力をあげて行政改革を引き続き進めていく必要があります。

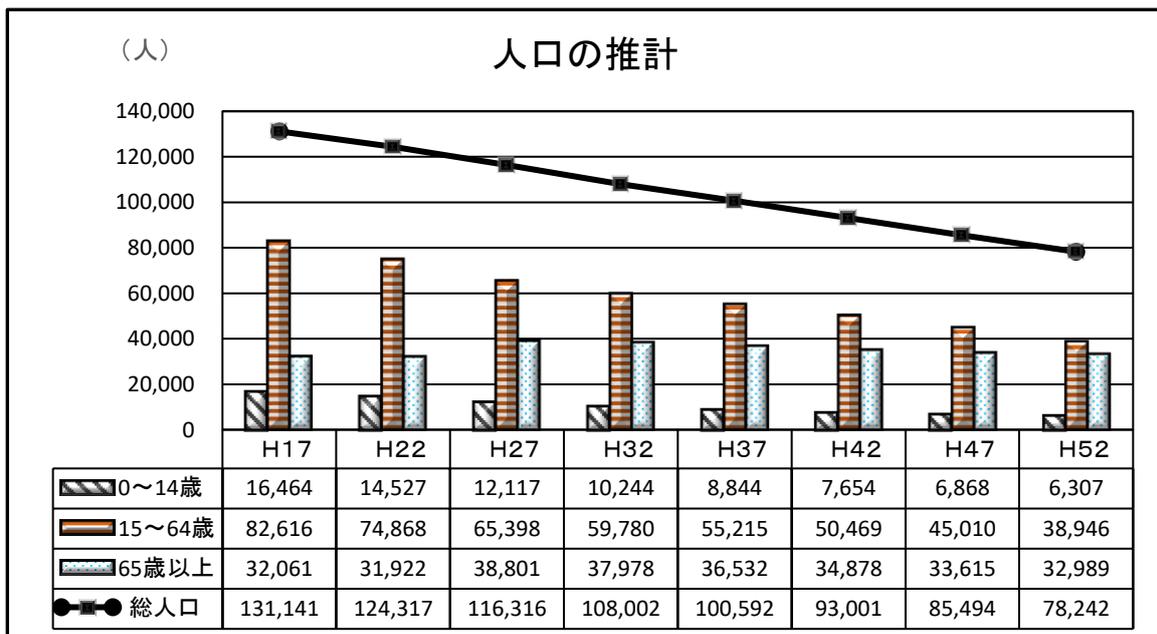
※行政経営

多くの民間企業に共通する理念は、顧客を満足させるサービスや商品を提供することにより、継続的に利潤を追求していき、社会へ貢献することである。「行政経営」とは、その理念を達成するための手法を積極的に取り入れながら、行政活動の目的である「市民満足の向上」を目指し、住民の福祉向上を図ることにある。

1 少子高齢化の進展と人口減少

桐生市の人口は、昭和 50 年をピークに減少に転じ、平成 29 年度末においては 11 万 3,103 人となっており、将来人口推計では、今後も減少は避けられない見込みとなっています。また、年齢 3 区分別人口については、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少傾向にある中、老年人口は増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成 52 年には総人口の 40 パーセントを超えることが推計されています。

人口減少は、地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環を招くこととなります。また、市民が日常生活に必要とする各種サービスの利用者及び消費者の減少と税収の減少により、これまでの人口規模に合わせたサービスが維持できなくなり、サービスの見直しを余儀なくされることも考えられます。これからの行政経営においては、人口減少・少子超高齢社会に対応し、将来にわたり自立的で持続可能なまちづくりに向けた行政改革の推進が必要です。



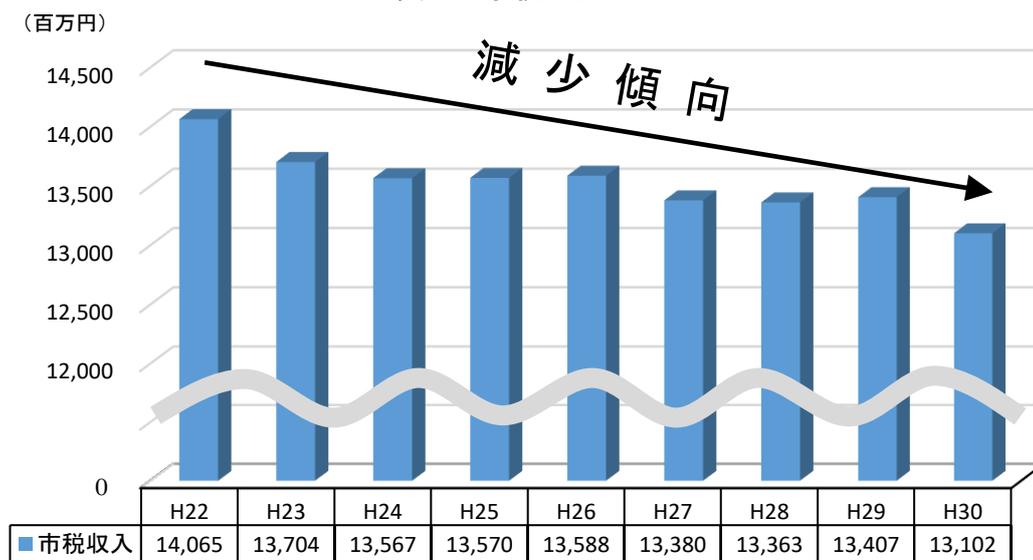
【出典】 H27 以前は年度末人口、H32 以降は国立社会保障・人口問題研究所資料に基づくまち・ひと・しごと創生本部による推計値

2 市税、普通交付税の減収と今後の財政の見通し

本市における財政の状況は、歳入面では、人口減少や地価下落などにより、市税収入の増加を見込むことは難しい【P2表1】ことに加え、普通交付税の合併算定替※により、平成28年度から5年間で段階的に縮減され、一般財源の確保が厳しい状況になっています。

また、歳出面では、少子超高齢社会の進行による扶助費※の増加や市有施設の更新等に係る経費の増加など多額の費用が必要となり、今後もこのような財政状況が続くことが予測されます【P2表2】。

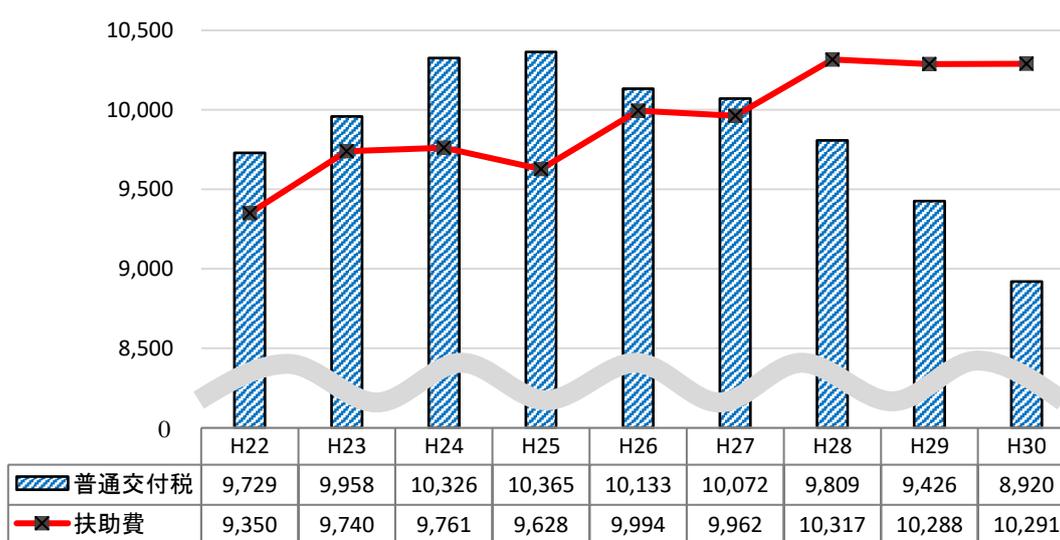
表1－市税収入



※H29までは決算額、H30は当初予算額

○市税収入は年々減少傾向にあり、平成25年度からの5年間で約5億円の減収となっている。

表2－歳入の普通交付税と歳出の扶助費の推移



※H29までは決算額、H30は当初予算額

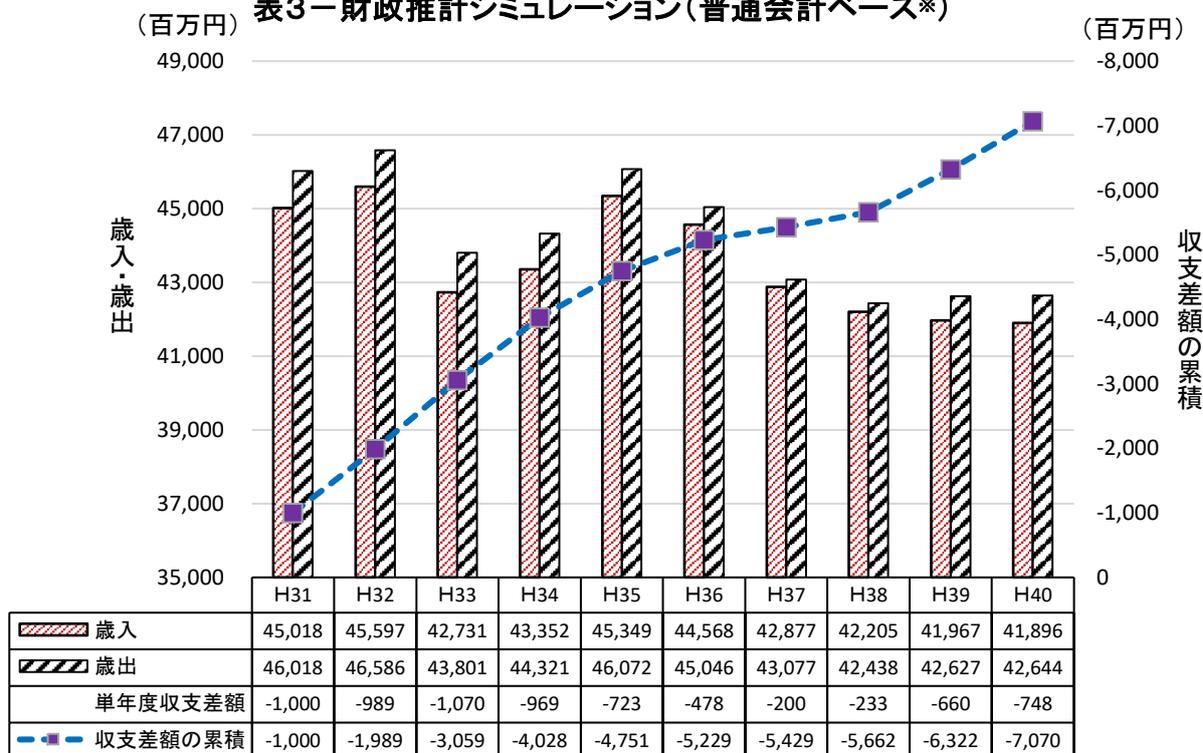
○普通交付税は合併算定替による段階的縮減により減少しているが、扶助費については増加傾向にある。

また、財政調整基金※（平成 29 年度末残高約 42 億円）についても、予算編成において、財源不足分を基金の取崩しにより補てんを続けている状況であり、今後、基金が底をつき、厳しい行政運営を強いられることも予想されます。

このことを踏まえ、財政調整基金を一定額以上確保することを前提として、財政状況について推計をしたところ、行政改革を実施せずにこのまま推移した場合、単年度の収支において、平成 31 年度から財源不足が続き、平成 31 年度から 10 年間における収支差額の累積は、**約 7 1 億円**の財源不足となる見込みとなります【P3 表 3】。

以上のことから、市民ニーズに応え、行政サービスを維持・向上させていくためには、歳入の確保に努めるとともに、不断の行政改革による歳出の徹底した見直しを行い、財政の健全化を図りながら、さらに効率的かつ効果的な行政経営を推進する必要があります。

表3－財政推計シミュレーション(普通会計ベース※)



※ 合併算定替

普通交付税について、合併後 10 か年度は、合併市町村がそのまま存続したものととして算定される交付税額の合計額を保障し、その後 5 か年度については保障額を段階的に縮減していくことによって、合併市町村が合併により交付税上不利を被ることがないようにする特例。

※ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出する経費及び、市が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出する経費。

※ 財政調整基金

自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

※ 普通会計

会計区分が異なる自治体の財政状況を比較するために設けた、統計用の基準。一般会計と、特別会計のうち主に公営事業を除いた部分の合計額。桐生市においては、一般会計に、学校給食共同調理場特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、新里温水プール事業特別会計の合計額から一般会計繰入金等を控除し、合計した会計。

平成31年度～平成35年度

歳入 財政の推計 (単位:百万円)

	H31	H32	H33	H34	H35
市税	13,099	13,099	12,927	12,909	12,893
地方交付税(※)	9,318	8,963	9,043	8,994	8,943
国庫支出金・県支出金	8,624	8,797	8,204	8,196	8,190
地方債	4,784	4,979	3,000	3,461	5,481
財政調整基金繰入金	1,426	500	500	500	500
その他	7,767	9,259	9,057	9,292	9,342
計	45,018	45,597	42,731	43,352	45,349

歳出 (単位:百万円)

	H31	H32	H33	H34	H35
人件費	8,647	8,718	8,671	8,796	8,695
扶助費	10,268	10,246	10,237	10,229	10,223
公債費	3,896	4,016	4,275	4,047	3,764
投資的経費	5,821	6,426	3,419	4,080	6,200
操出金	4,916	4,642	4,662	4,632	4,653
その他	12,470	12,538	12,537	12,537	12,537
計	46,018	46,586	43,801	44,321	46,072

単年度収支差額	-1,000	-989	-1,070	-969	-723
収支差額の累計	-1,000	-1,989	-3,059	-4,028	-4,751

平成36年度～平成40年度

歳入

	H36	H37	H38	H39	H40	合計
市税	12,747	12,742	12,735	12,569	12,554	128,274
地方交付税	8,893	8,843	8,866	8,816	8,766	89,445
国庫支出金・県支出金	8,186	8,183	8,174	8,167	8,161	82,882
地方債	4,890	3,580	2,930	2,930	2,930	38,965
財政調整基金繰入金	500	500	500	500	500	5,926
その他	9,352	9,029	9,000	8,985	8,985	90,068
計	44,568	42,877	42,205	41,967	41,896	435,560

歳出

	H36	H37	H38	H39	H40	合計
人件費	8,692	8,546	8,594	8,835	8,835	87,029
扶助費	10,219	10,216	10,207	10,200	10,195	102,240
公債費	3,304	3,081	3,085	3,020	3,022	35,510
投資的経費	5,620	4,000	3,300	3,300	3,300	45,466
操出金	4,674	4,696	4,715	4,735	4,756	47,081
その他	12,537	12,538	12,537	12,537	12,536	125,304
計	45,046	43,077	42,438	42,627	42,644	442,630

単年度収支差額	-478	-200	-233	-660	-748	-7,070
収支差額の累計	-5,229	-5,429	-5,662	-6,322	-7,070	-7,070

※ 地方交付税

地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるように一定の基準により国が交付する制度。普通交付税もその一つ。

3 公共施設の老朽化

桐生市では、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、人口の増加や市民ニーズの拡大に応じて、多くの施設を建設し市民サービスの充実に努めてきました。しかし、現在では多くの施設が老朽化し、同じ施設を維持していくためには大規模な改修や建て替えの検討が必要となっています。また、防災拠点となる本庁舎をはじめとする施設の老朽化は看過できない課題となっています。

このような課題に加え、少子高齢化と人口減少が進む中、平成 29 年 3 月に策定した「桐生市公共施設等総合管理計画※」などに基づき、今後の公共施設のあり方について検討していかなければならない状況にあります。

※ 桐生市公共施設等総合管理計画

当市が管理している全ての公共施設などについて全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設などの最適な配置の実現を図るという計画。

4 地方分権社会と市民ニーズの多様化

地方分権の進展により、自治体が責任を持って、自らの判断で地域の実情に合った行政経営を行っていくことが必要であり、今よりも増して地方自治体の自主性、自立性が求められます。また、社会経済情勢の変化に伴い、市民の価値観やニーズは多様化しており、行政課題も多岐にわたります。

地方分権社会と多様化する市民ニーズに対応していくために、職員一人ひとりが「地方自治のプロフェッショナル」としての自覚を持ち、意識改革、能力向上を図るとともに、多様化する課題に柔軟に対応できる組織体制を確立し、組織全体の機動力を向上させることが求められます。また、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するには、限りある財源を効率的・効果的に運用するだけでなく、民間活力の導入や市民との協働※をさらに推進し、官民が総力をあげて地域課題に取り組んでいくことが必要となっています。

※ 協働

それぞれの主体が同じ目標に向かって対等な立場で協力しながら、自らの役割を果たすものと実際に一緒に行うものの両方をいう。

2 行政改革方針策定の趣旨と重点項目

平成 17 年度から平成 26 年度までの「桐生市行財政改革方針」に基づく改革により行政のスリム化が進められ、財政面において一定の成果を収めることができました。今後についても、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）を有効的に活用し、持続可能都市に向けた行政経営を推進するため、行政自らが変化し、あらゆる課題に柔軟に対応できるように組織形態や運営方法を見直す必要があります。

行政改革の推進にあたっては、「桐生市新生総合計画」や「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「桐生市公共施設等総合管理計画」等の施策をもとに次の 4 つの柱を重点項目に掲げ、「桐生市独自の持続可能なまちづくり」の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

なお、この改革方針の計画期間は、平成 31 年度から平成 40 年度までとし、この 10 年間の財政推計シミュレーションによる**約 7 1 億円**の財源不足を解消していきます。

● 効率的・効果的な行政経営の推進

様々な視点から事務事業を見直すとともに、新たな行政ニーズに対し、より効率的・効果的に対応できる行政経営を推進します。

- ・事務事業の効率化
- ・機能的な組織の構築
- ・ICT※の活用
- ・窓口業務の見直し
- ・公共施設の適正な管理

※ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報・通信に関する技術の総称。IT の概念を更に一歩進め、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味したもの。

● 民間活力の導入・市民協働の更なる推進

サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分に検討し、民間活力の活用を図るとともに、市民団体等との連携を深め、自治組織、NPO 及び民間との協働の更なる推進を図ります。

- ・民間活力の導入の推進
- ・自治組織、NPO 及び民間との協働の更なる推進

● 少数精鋭を前提とした人材育成

自主性・自立性の高い行政経営を行うため、それを支えていく職員の意識改革、人材育成を推進します。

- ・時代の変化に対応できる人材育成の推進
- ・ワークライフバランス※の推進

※ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任感を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

● 健全な財政基盤の確立

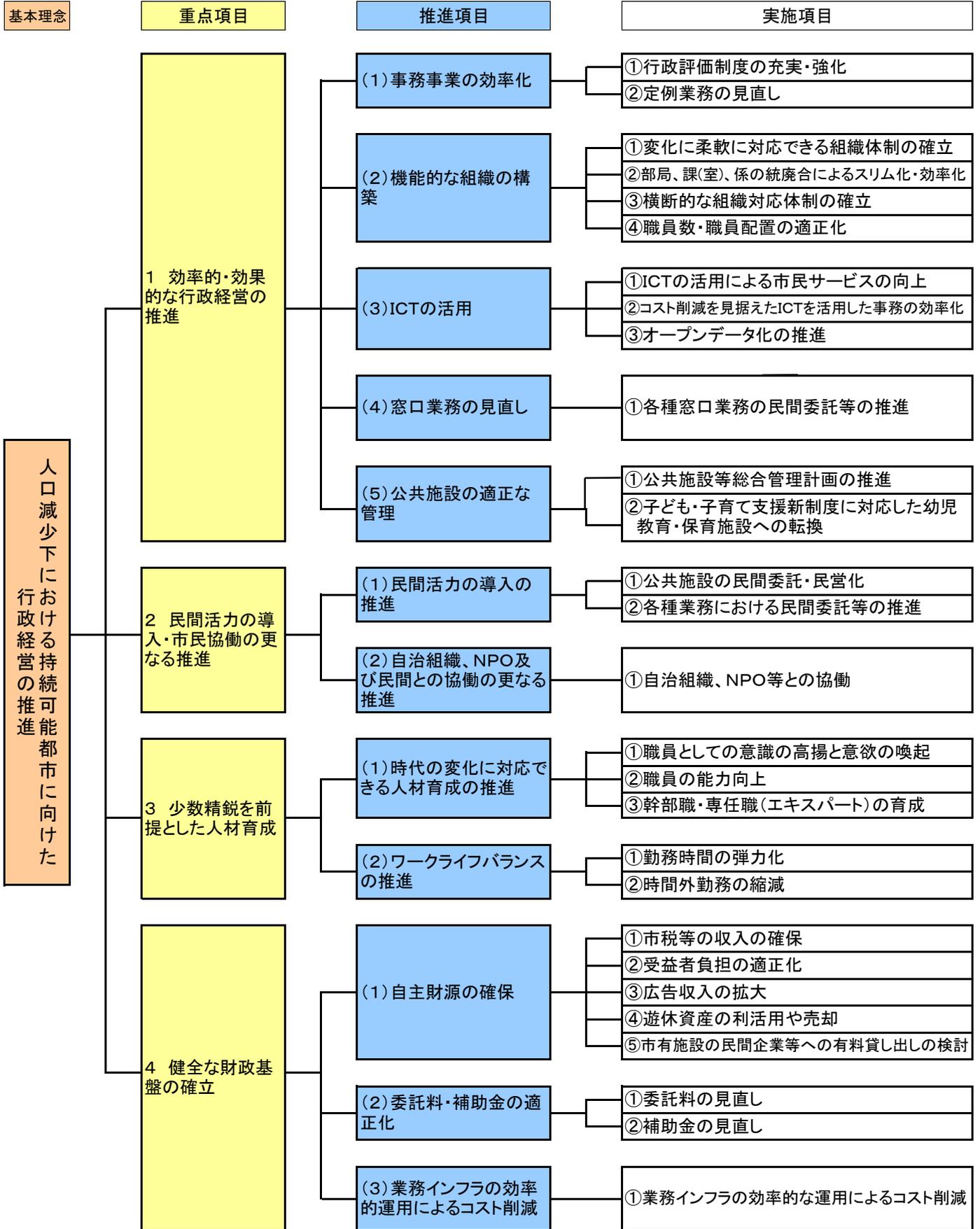
市税等の収納率の向上を図るとともに、遊休資産の利活用や委託料、補助金の見直し等を行い、事務・事業コスト削減に努めます。

- ・ 自主財源の確保
- ・ 委託料・補助金の適正化
- ・ 業務インフラ※の効率的運用によるコスト削減

※業務インフラ

業務上必要となる設備等（車両、電算システム、パソコン、コピー機等）

3 行政改革の体系図（案）



4 行政改革の検討事項（案）

重点項目 1	効率的・効果的な行政経営の推進
様々な視点から事務事業を見直すとともに、新たな行政ニーズに対し、より効率的・効果的に対応できる行政経営を推進します。	

推進項目（1）	事務事業の効率化
行政評価 [※] 制度の充実・強化を図り、事務事業に係る成果、必要性、有効性などについて見直しを行い、継続的な改善を推進します。	

※行政評価：行政が行う様々な活動を「どのような成果があったか」「目標を達成しているか」などの視点から検証し、その結果を行政運営の改善等に生かしていこうという取組。

①行政評価制度の充実・強化

事務事業の見直しを効果的に進めるために、行政評価制度における評価方法などの研究を進め、制度の積極的な活用を図ります。

②定例業務の見直し

廃止、縮小及び外部委託等も念頭に、定例的な事務の見直しを図ります。また、質の高いサービスを安定的に提供するためのマニュアルを整備するなど効率的な事務の執行を図ります。

推進項目（2）	機能的な組織の構築
新たな市民ニーズに効率的・効果的に対応できる機能的な組織体制を構築します。	

①変化に柔軟に対応できる組織体制の確立

社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえ、市が抱える課題に機能的・機動的に対応できるように、組織機構の見直しを行います。

②部局、課(室)、係の統廃合によるスリム化・効率化

所期の目的を達成した組織の見直しや組織の統合などを行い、スリムで効率的な組織体制を確立します。

③横断的な組織対応体制の確立

市全体や複数部局にわたる市民ニーズなどに迅速に対応するため、組織の枠を超えて人的資源を有効活用し、機能的・機動的な組織対応体制を確立します。

④職員数・職員配置の適正化

事務事業の見直しや民間委託の推進、退職者の補充の抑制等により、職員数及び職員配置の適正化を計画的に進めます。

推進項目（３）	ICTの活用
市民サービスの向上や事務処理の効率化、経費の削減を図るため、ICTを積極的に活用します。	

① ICTの活用による市民サービスの向上

マイナンバー[※]の活用を通じた今後の行政サービスのあり方を含め、各種証明書のコンビニ交付や電子申請の導入など、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供します。

※マイナンバー：行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

② コスト削減を見据えたICTを活用した事務の効率化

新しい技術の導入・活用により、更なる事務の効率化、スピードアップを図ります。

③ オープンデータ化の推進

市が保有している公的データを編集・加工がしやすい形式、二次利用可能な形式で公開するオープンデータ[※]の取組を進めます。

※オープンデータ：「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり、「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことをいう。

推進項目（４）	窓口業務の見直し
窓口業務における市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。	

① 各種窓口業務の民間委託等の推進

効率的で効果的な事務の執行のため、各種窓口業務の民間委託等を推進します。

推進項目（５）	公共施設の適正な管理
人口減少を見据え、老朽化した公共施設の適正な配置、必要性を見直します。	

① 公共施設等総合管理計画の推進

桐生市公共施設等総合管理計画(平成28年度策定)に基づき、施設の計画的な管理を実施します。

② 子ども・子育て支援新制度に対応した幼児教育・保育施設への転換

子ども同士が集団の中で健やかに成長できるよう、また、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度[※]に対応した幼児教育・保育施設への転換を図ります。

※子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を量と質の両面から拡充し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくことを目的とする平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。

重点項目 2	民間活力の導入・市民協働の更なる推進
サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分に検討し、民間活力の活用を進めるとともに、市民団体等との連携を深め、市民協働の更なる推進を図ります。	

推進項目（1）	民間活力の導入の推進
民間事業者の専門知識やノウハウを活用し、効率的で効果的な事務の執行と市民サービスの向上を目指して、民間委託や <u>指定管理者制度</u> ※等を活用し、民間活力の導入を推進します。	

※指定管理者制度：平成15年9月に施行された「改正地方自治法」によって創設された制度。従来、公の施設の管理委託は、同法によって、市が出資する法人や公共的団体等に限定されていたが、民間事業者による運営も可能にしたもの。

①公共施設の民間委託・民営化

公共施設の管理運営について、市民サービスの向上と運営の効率化という観点からより効果的な運営方法について検討し、指定管理者制度やPFI※の活用、民営化等を推進します。

※PFI：公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

②各種業務における民間委託等の推進

限られた人的資源を効率的に配分するため、各種業務における更なる民間委託を推進します。

推進項目（2）	自治組織、NPO及び民間との協働の更なる推進
多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、企業、 <u>NPO</u> ※、市民団体等とパートナーシップを構築し、更なる協働を推進します。	

※NPO：利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、社会的な使命を達成することを目的にした組織のことをいう。

①自治組織、NPO等との協働

地域の課題や新たな行政課題への対応について、自治組織やNPO及び民間で担うことができる分野を整理し、積極的に協働を推進します。

重点項目 3	少数精鋭を前提とした人材育成
自主性・自立性の高い行政経営を推進するため、それを支えていく職員の意識改革、人材育成を推進します。	

推進項目（1）	時代の変化に対応できる人材育成の推進
市民からの信頼を得て、より良い桐生のまちづくりを担う職員を育成するため、職員の意識改革と更なる能力の向上を図ります。	

①職員としての意識の高揚と意欲の喚起

職員が常に問題意識を持って主体的に行動し、高い気概と意欲を持って仕事に取り組んでいく職場風土を醸成します。

②職員の能力向上

職員が行政のプロであることを自覚するとともに、能力開発を図り、より高い知識・技能を修得するための取組を行っていきます。

③幹部職・専任職（エキスパート）の育成

若い年代から将来を担う職員を育成していくことや、特定の業務に精通・習熟した専任職（エキスパート）を育成していくための取組を推進します。

推進項目（２）	ワークライフバランスの推進
----------------	----------------------

事務内容の見直し、効率化を図り、ワークライフバランスの実現を図ります。

①勤務時間の弾力化

より効率的な勤務と労働時間の短縮を図るため、勤務時間の弾力的運用を積極的に推進します。

②時間外勤務の縮減

事務処理方法の見直し、事務分担の適正化などにより、効率的な事務の執行を図ることで、時間外勤務の縮減を図ります。

重点項目 4	健全な財政基盤の確立
---------------	-------------------

市税等の収納率の向上を図るとともに、遊休資産の利活用や委託料、補助金の見直し等を行い、経費削減に努めます。

推進項目（１）	自主財源の確保
----------------	----------------

事業のスクラップの徹底と前例踏襲からの脱却による歳出構造の見直し、一層の歳入確保への取組を強く進めることにより、財政構造の弾力性を高めます。

①市税等の収入の確保

市税収納率をはじめとする各種使用料等の収納率の向上を図ります。

②受益者負担の適正化

市民負担の公平性の観点から受益者負担の原則に基づき、適正な負担となるよう各種手数料・使用料等を見直しを図ります。

③広告収入の拡大

印刷物やホームページバナー、公共施設等を広告媒体として提供する有料広告事業に引き続き積極的に取り組むとともに、ネーミングライツ※導入の推進に努めるほか、広告付き無料封筒を活用するなど、更なる自主財源の確保を図ります。

※ネーミングライツ：公共施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。命名権ともいう。

④遊休資産の利活用や売却

積極的に遊休資産の利活用や売却を図ります。

⑤市有施設の民間企業等への有料貸し出しの検討

貸館業務を行っている市有施設などの活用しきれていないスペースを民間に有償で貸し出すなど、有効活用の検討を図ります。

推進項目（２）	委託料・補助金の適正化
----------------	--------------------

委託料・補助金の妥当性について検証し、適正化を図ります。	
------------------------------	--

①委託料の見直し

現在委託を行っている業務について、委託料が適正であるかを検証し、特に、長期的・固定的になりやすい委託業務については、毎年度その費用対効果を徹底的に見直し、改善を図ります。

②補助金の見直し

補助金の適正化に努めるため、客観的で公平な評価ができるシステムを構築し、これに基づき補助金の見直しを行います。

推進項目（３）	業務インフラの効率的運用によるコスト削減
----------------	-----------------------------

業務インフラの効率的な運用を図り、更なるコスト削減を図ります。	
---------------------------------	--

①業務インフラの効率的な運用によるコスト削減

公用車などの業務インフラについて、リースの活用や一括管理などによる効率的運用を図り、調達・維持管理に係る経費削減に向け、取り組みます。

【参考】これまでの行政改革の取組

桐生市はこれまで、長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少等による自主財源の減少により悪化した財政状況を改善し、財政体質の健全化を図ることを目的として、桐生市行財政改革方針を策定し、平成17年度から平成26年度までの10年間で、削減効果額約39億円を目標として取り組んできました。

特に、肥大化した財政規模を縮小させるため、人件費を含む義務的経費と補助費、物件費等の削減に努め、計画最終年度である平成26年度には、削減効果額33.6億円を達成することができました。

行政改革に着手した平成17年度からの10年余りの間で社会情勢は大きく変化し、行政需要も多様化の一途をたどってきました。これまで取り組んできた行政改革については、一定の成果をもってひとつの区切りとし、今後は時代の変化に対応した新たな行政改革を進めていきます。

＜桐生市行財政改革方針による改革の成果＞

●人件費削減による効果額：27.3億円

職員定数の適正化や給与体系の見直しにより、人件費を削減しました。

- ・350人の職員削減：平成17年度～平成26年度
- ・特殊勤務手当15種類を廃止

●管理・運営の見直しによる効果額：2億円

民営化等による経営の合理化により運営コストを削減しました。

- ・社会福祉事業団の改革（桐生みやま園）、長寿センターの民営化
平成18年度から桐生市社会福祉協議会に統合しました。
長寿センターの施設運営のため有料化を実施しました。
- ・市立保育園の民営化
平成18年度に4園、平成19年度に1園 計5園を民営化しました。
- ・指定管理者制度の導入
平成18年度から実施。平成21年度までに26施設において導入しました。

●経費の削減、増収による効果額：4.3億円

- ・おりひめバス運行事業の改革
車体ラッピング広告及び車内ポスター広告を始めました。
運行経路・運賃体系の見直し、利便性の向上に努めました。
- ・広報紙、ホームページ、公用車、案内板等に広告掲載
- ・行政協力委員制度廃止
平成17年度から委託料を20%、事務委託料調整費を50%減額しました。
平成20年度から制度廃止し自治会組織へ業務を委託しました。

- ・環境保健協力委員制度廃止
平成 20 年度から制度廃止 自治会組織へ業務を委託しました。
- ・各種補助金の改革
補助事業評価のための基準作成し、平成 17 年度から継続して見直しを実施してきました。
- ・持込みごみ処理手数料の見直し
平成 18 年 3 月、平成 26 年 4 月に単価を改定しました。
- ・滞納特別対策室の設置
実態調査及び財産調査等の滞納処分業務を強化しました。
不動産公売やインターネット公売を実施し、市税滞納額の圧縮に努めました。

桐生市行政改革方針及び実施計画策定経過

	開催期日	会議内容
部長会議	平成 28 年 9 月 20 日	桐生市行政改革方針（案）について協議
第 1 回 有識者 委員会	平成 28 年 10 月 28 日	正副委員長の互選 桐生市行政改革方針（案）について（1 桐生市を取り巻く状況 ～ 4 行政改革の検討事項 重点項目 3 少数精鋭を前提とした 人材育成）
第 1 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 11 月 16 日	正副部長の互選 「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 2 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 11 月 24 日	「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 3 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 12 月 6 日	「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 2 回 有識者 委員会	平成 28 年 12 月 13 日	桐生市行政改革方針（案）について（重点項目 4 健全な財政基 盤の確立、前回修正部分について）
第 4 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 12 月 14 日	「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 5 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 12 月 27 日	合同部会（各部会検討案の整合性協議）
第 6 回 実施計画 検討委員会	平成 29 年 1 月 6 日	合同部会（各部会検討案の最終調整）
部長会議	平成 29 年 10 月 16 日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議
部長会議	平成 29 年 11 月 6 日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議
第 3 回 有識者 委員会	平成 29 年 12 月 13 日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（実施施策 1「行政 評価制度の活用による事務事業の見直し」～実施施策 5「適正な 定員管理の推進」）

第4回 有識者 委員会	平成30年 1月10日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（実施施策6「ICTを活用した効率的、効果的な行政運営の推進」～実施施策12「使用料・手数料の見直し」）
第5回 有識者 委員会	平成30年 1月30日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（実施施策13「桐生が岡遊園地・動物園の新たな収益方法の検討」～実施施策18「業務インフラの見直し」）
第6回 有識者 委員会	平成30年 2月14日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（修正部分について）
第7回 有識者 委員会	平成30年 3月28日	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について
部長会議	平成30年 5月22日	有識者委員会を受けての桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について
部長会議	平成30年 12月3日	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議
部長会議	平成30年 12月17日	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議及び決定
意見提出 手続き	平成31年 1月22日～ 2月21日	意見提出手続（パブリックコメント）の実施
部長会議	平成31年	桐生市行政改革方針及び桐生市行政改革方針実施計画の決定

「桐生市行政改革方針有識者委員会」委員名簿

役職名	氏名	備考
委員長	伊藤正実	・国立大学法人群馬大学教授 研究・産学連携推進機構 産学連携・知的財産部門副部門長 研究支援人材育成コンソーシアム室長
副委員長	金居成治	・元群馬県東部県民局長 ・元群馬県商工会連合会専務理事
委員	雅楽川陽子	・有限会社 COCO-LO 代表取締役
委員	大道裕宣	・元朝日新聞社記者 ・ジャーナリスト（Labo-d 代表）
委員	柳澤彰	・税理士（関東信越税理士会桐生支部）

（敬称略）

桐生市行政改革方針実施計画(案)

桐 生 市

目 次

行政改革方針実施計画について.....	1
行政改革方針の体系図とこれに対応する実施計画の実施策	3
1 行政評価制度の活用による事務事業の見直し	5
2 定例業務の見直し、民間委託等の推進	6
3 柔軟かつ簡素で効率的な組織体制の構築	8
4 適正な定員管理の推進	10
5 ICT を活用した効率的、効果的な行政経営の推進	12
6 公共施設の民間活力の導入、統廃合及び民間移管.....	13
7 自治組織、NPO 法人及び民間団体との協働の更なる推進.....	15
8 人材育成の更なる推進	16
9 働き方を見直しによる時間外勤務の縮減	18
10 市税等の収入の確保.....	20
11 使用料・手数料の見直し	22
12 桐生が岡遊園地・動物園の新たな収益の確保	24
13 広告収入の更なる拡大	26
14 遊休資産の利活用や売却	28
15 委託料の見直し	30
16 補助金の見直し	31
17 業務インフラの見直し	33

行政改革方針実施計画について

1 策定の趣旨

桐生市行政改革方針で示したとおり、財政推計シミュレーションによる財源不足は約 71 億円となる見通しです。桐生市では、この財源不足を解消するため「桐生市行政改革方針実施計画」を策定し、各施策に取り組んでいきます。目標とする累積効果額*は、財源不足を解消するため**約 7 1 億円**とし、計画最終年度の平成 40 年度においては、10 億 4,700 万円の単年度効果額を目指します。

※累積効果額：行政改革方針実施計画における実施施策により得られる平成 31 年度から平成 40 年度までの効果額の累積。

2 計画期間

実施計画の期間は、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間とし、平成 36 年度からの後期 5 年の計画は、途中段階で見直しを行います。

3 効果額の目標値

累積効果額 (平成 31 年度～平成 40 年度)	約 71 億円
単年度効果額 (平成 40 年度)	10 億 4,700 万円

各施策の効果額

施策番号	実施施策	累積効果額 (平成 31 年度～平成 40 年度)	単年度効果額 (平成 40 年度)
2	定例業務の見直し、民間委託等の推進	6 億 2,200 万円	8,200 万円
3	柔軟かつ簡素で効率的な組織体制の構築	1 億 3,800 万円	2,400 万円
4	適正な定員管理の推進	34 億 4,900 万円	5 億 1,100 万円
6	公共施設の民間活力の導入、統廃合及び民間移管	4 億 6,100 万円	8,100 万円
9	働き方の見直しによる時間外勤務の縮減	10 億 8,600 万円	1 億 6,100 万円
10	市税等の収入の確保	4 億 7,100 万円	5,200 万円
13	広告収入の更なる拡大	9,600 万円	1,100 万円
14	遊休資産の活用や売却	1 億 800 万円	1,200 万円
16	補助金の見直し	6 億 8,000 万円	1 億 1,300 万円
	合 計	71 億 1,100 万円	10 億 4,700 万円

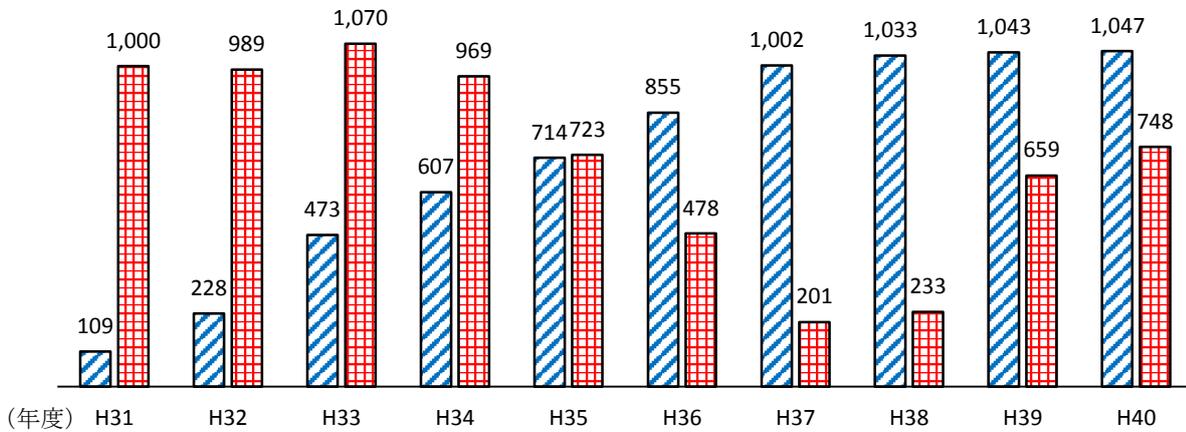
収支差額と効果額

(単位:百万円)

年 度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度収支差額	-1,000	-989	-1,070	-969	-723	-478	-201	-233	-659	-748
収支差額の累計	-1,000	-1,989	-2,059	-4,028	-4,751	-5,229	-5,430	-5,663	-6,322	-7,070
単年度効果額	109	228	473	607	714	855	1,002	1,033	1,043	1,047
累積効果額	109	337	810	1,417	2,131	2,986	3,988	5,021	6,064	7,111

単年度効果額と単年度収支差額の推移

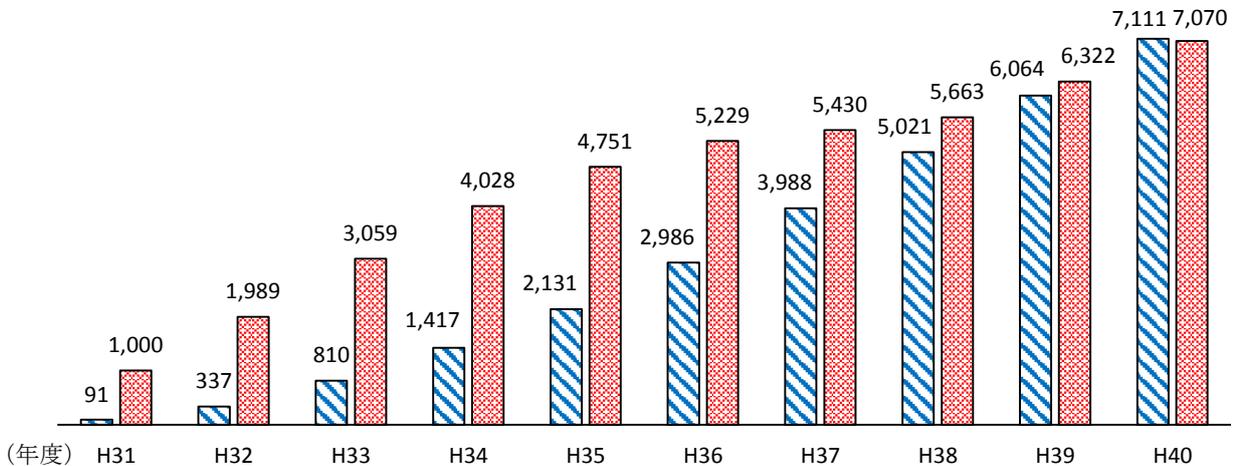
□ 単年度効果額 ■ 単年度収支差額 (単位:百万円)



○単年度効果額は、平成 36 年度から単年度収支差額を上回る見込みです。

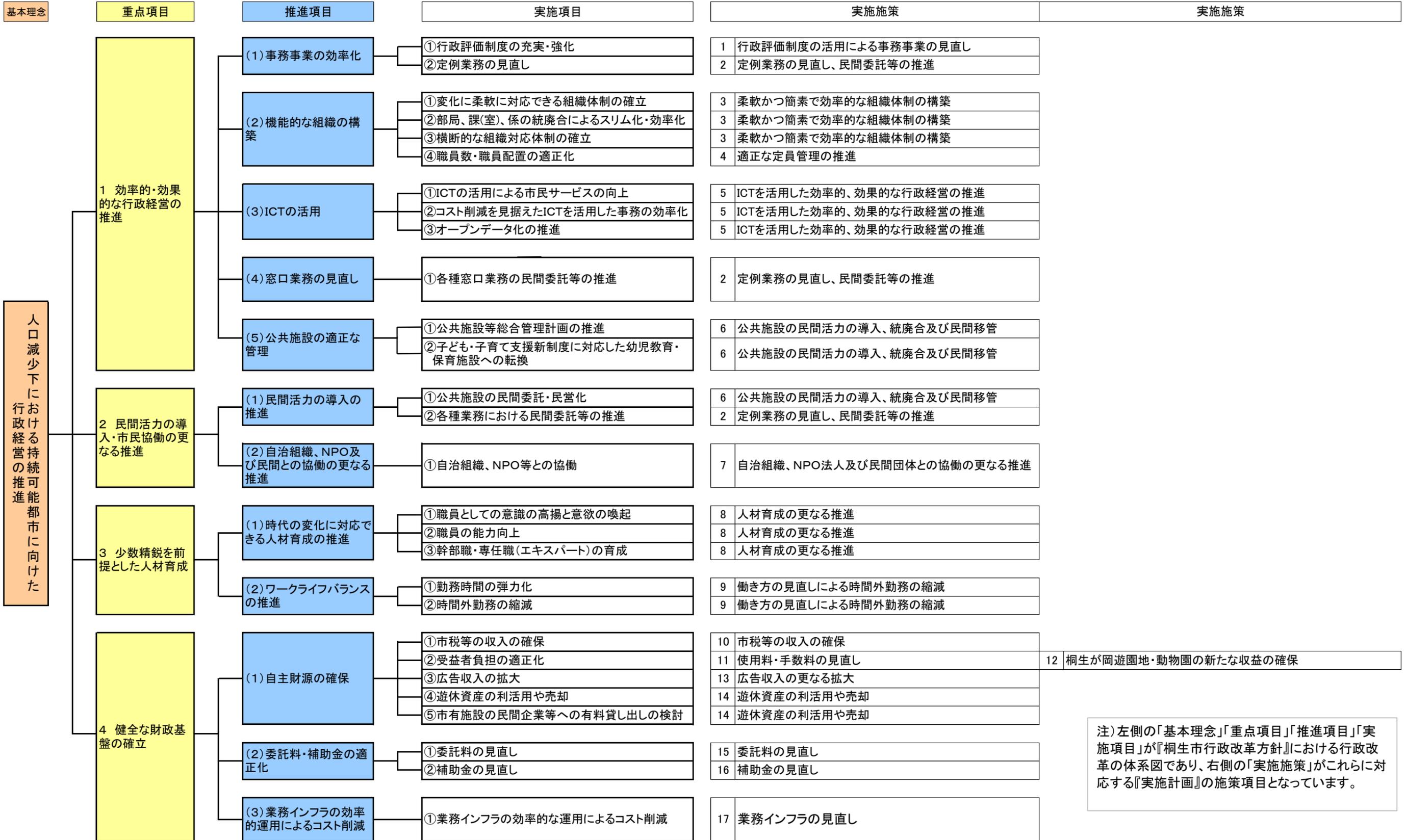
累積効果額と収支差額の累計の推移

□ 累積効果額 ■ 収支差額の累計 (単位:百万円)



○計画期間における累積効果額は、収支差額の累計とほぼ同額となる見込みです。

【行政改革方針の体系図とこれに対応する実施計画の実施施策】



注) 左側の「基本理念」「重点項目」「推進項目」「実施項目」が『桐生市行政改革方針』における行政改革の体系図であり、右側の「実施施策」がこれらに対応する『実施計画』の施策項目となっています。

桐生市行政改革方針

1- (1) -①	実施項目	行政評価制度の充実・強化
-----------	------	--------------

実施施策 1 行政評価制度の活用による事務事業の見直し

所管課 総務課・企画課・財政課・各課

現状・課題等

行政評価制度は、行政評価の結果を行政活動の改善等に積極的に活用し、市民の視点に立った検証を行い、その結果を市民に公表することで、公平性と効率性が調和した市政の実現を図ることを目的に実施してきましたが、評価結果を予算や事業の見直しにより効果的に反映させる仕組みを構築する必要があります。

行政評価実施実績

年度	対象事業	外部評価	主な廃止又は見直した事業
平成 22 年度	241 事業	事業仕分け 20 事業（構想日本）	敬老列車事業の廃止
平成 23 年度	230 事業	事業仕分け 8 事業（桐生市独自）	社会福祉協議会の運営補助の引き下げ
平成 24 年度	240 事業	外部評価 70 事業（桐生市独自）	バスの運行体系等の見直し
平成 25 年度	240 事業	外部評価 69 事業（桐生市独自）	長寿センター運営補助の引き下げ
平成 26 年度	285 事業	外部評価 43 事業（桐生市独自）	地場産業振興センター事業運営補助の見直し
平成 27 年度	537 事業	外部評価は未実施	—
平成 28 年度	未実施	—	—
平成 29 年度	191 事業	外部評価は未実施	—

取組内容

（1）評価結果を予算に反映させるマネジメントサイクルの確立

全事業を対象に、「聖域なき見直し」、「ゼロベースでの見直し」を徹底させ、検討を義務化するなど、投資効果が十分に得られていない事業は、廃止、縮小又は見直しをし、評価結果を確実に予算に反映させるマネジメントサイクルを確立します。

- ①毎年度 7 月末までに行政評価を実施し、決算議会までに結果を公表します。
- ②事業の廃止、縮小又は見直しをするための基準点を明確にします。
- ③市単独事業については、見直しを徹底して行います。
- ④評価結果の客観性を担保するために、外部委員による行政評価を実施します。

（2）評価方法の簡素化及び事務の効率化

行政評価で作成した評価票をそのまま予算要求資料として活用できるようにします。また、行政評価そのものが過大な事務量にならないように、事務の効率化を図ります。

桐生市行政改革方針

1- (1) -②	実施項目	定例業務の見直し
1- (4) -①	実施項目	各種窓口業務の民間委託等の推進
2- (1) -②	実施項目	各種業務における民間委託等の推進

実施施策 2 定例業務の見直し、民間委託等の推進

所管課 総務課・各課

現状

これまでも民間委託等を実施することで行政運営の効率化を図れる事務事業は、可能な限り民間に委ねることにより、行政コストの縮減を図ってきました。

民間委託を実施した主な業務

年度	内容
平成 20 年度	地域包括支援センター運営業務
平成 20 年度	自治組織への市広報紙の配布などの業務
平成 25 年度	市役所本庁舎における宿直業務
平成 26 年度	学校給食共同調理場の調理業務
平成 29 年度	道路清掃業務

取組内容

政策、施策の立案、調整及び決定など自治体自ら判断すべきもの、公権力の行使にあたるものを除き、「民間にできることは可能な限り民間に委ねること」を基本に以下の対象業務について民間への委託を実施します。

(1) 「トップランナー方式※」における対象業務の民間委託

トップランナー方式として平成 28 年度から民間委託を実施している自治体を標準に地方交付税が算定されていることから、桐生市においても以下の業務について民間委託を実施します。

【対象業務】 学校用務員業務、給与・旅費・福利厚生事務

※トップランナー方式：民間委託などで経費を抑えた自治体の経費水準を地方交付税算定に反映する仕組み。行政改革が標準的な地方公共団体より進んでいない団体の更なる努力を促す側面を持っている。

(2) 「公共サービス改革基本方針」における窓口業務の民間委託

公共サービス改革法に基づき平成 19 年に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の下、現行法上民間委託が可能な受付、交付等に係る窓口業務が示されていることから、桐生市においても以下の業務について民間委託を実施します。

【対象業務】 窓口業務（戸籍・住民基本台帳・税証明等）

(3) 他市の先進事例を踏まえた業務の民間委託

先進自治体が民間委託を行っている業務分野を踏まえ、桐生市においても以下の業務について、民間委託を実施します。

【対象業務】 広報紙作成、職員研修、税務事務、介護認定

対象業務に従事している職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

対象業務	職員数	分類
学校用務員業務	10 人	トップランナー方式
給与・旅費・福利厚生事務	3 人	トップランナー方式
窓口業務（戸籍・住民基本台帳・税証明等）	14 人	窓口業務
広報紙作成	2 人	他市の先進事例
職員研修	1 人	他市の先進事例
税務事務	4 人	他市の先進事例
介護認定	4 人	他市の先進事例
合 計	38 人	

単年度効果額（平成 40 年度） 8,200 万円 （100 万円未満四捨五入）

平成 33 年度から、学校用務員業務 10 人、窓口業務 14 人、広報紙作成 2 人、税務事務 4 人、介護認定 4 人の合計 34 人の業務を民間委託した場合の効果額です。

また、平成 37 年度からは、前述の 34 人の業務に加え、給与・旅費・福利厚生事務 3 人、職員研修 1 人の合計 38 人の業務を民間委託した場合の効果額です。

【平成 33 年度～36 年度の単年度効果額】

720 万円（平成 29 年度普通会計決算における平均人件費）×34 人 = 2 億 4,480 万円（A）

委託料見込額* : 1 億 7,136 万円（B） 単年度効果額 : (A) - (B) = 7,344 万円

【平成 37 年度～40 年度の単年度効果額】

720 万円（平成 29 年度普通会計決算における平均人件費）×38 人 = 2 億 7,360 万円（C）

委託料見込額* : 1 億 9,152 万円（D） 単年度効果額 : (C) - (D) = 8,208 万円

※ これまでの桐生市における委託実績から人件費の 7 割としました。

累積効果額 6 億 2,200 万円 （100 万円未満四捨五入）

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	0	0	7,344	7,344	7,344	7,344	8,208	8,208	8,208	8,208
累積効果額	0	0	7,344	14,688	22,032	29,376	37,584	45,792	54,000	62,208

桐生市行政改革方針

1－(2)－①	実施項目	変化に柔軟に対応できる組織体制の確立
1－(2)－②	実施項目	部局、課（室）、係の統廃合によるスリム化・効率化
1－(2)－③	実施項目	横断的な組織対応体制の確立

実施施策 3 柔軟かつ簡素で効率的な組織体制の構築

所管課 総務課・人事課・各課

現状

平成 23 年度、平成 25 年度及び平成 29 年度に大規模な機構改革を実施したほか、各年度においても継続的に組織の見直しを実施しています。

平成 30 年 4 月 1 日時点と 10 年前の組織の比較

	部	課	係
平成 20 年 4 月 1 日	16	75	164
平成 30 年 4 月 1 日	12	61	164
増減	△4	△14	0

取組内容

(1) 簡素かつ効率的な組織体制の構築

簡素で効率的な組織体制を構築するため、継続的に組織の見直しを行うとともに、桐生市人口ビジョンに基づく将来の推計人口を見据え、同人口規模の市における組織を目安に組織のスリム化を図ります。

(2) 支所、行政連絡所のあり方の検討

支所、行政連絡所における業務実績を分析した上で、今後の支所、行政連絡所のあり方について検討し、本庁との業務分担の見直しを図ります。

(3) 係制から担当制への移行

課内の業務を平準化し業務の効率化を図るため、平成 29 年度から総合政策部と総務部において試行した担当制の効果を検証し、有効性を確認した上で、全庁に導入します。

(4) プロジェクト・ワーキンググループの活用

多くの分野にまたがる課題に効率的に対応するため、庁内から必要な専門知識と能力を持った人材を集め、集中的に問題解決を図る体制を整えます。

(5) 全庁的な応援体制の構築

平成 25 年 2 月の部長会議で決定した「繁忙部署への職員応援制度」の周知徹底を図り、制度を効果的に運用するほか、臨時・非常勤職員の機動的、弾力的な配置による応援体制の確立を図ります。

目標

平成 40 年 桐生市推計人口	平成 30 年 4 月 1 日時点の人口 98,300 人規模の類似団体 (6 市) における平均的な組織	平成 40 年度 目標数 (平成 30 年 4 月 1 日時点から の削減数)
98,272 人 ^{※1}	11 部 50 課	11 部 50 課 139 係 (1 部 11 課 25 係 ^{※2})

※1 桐生市人口ビジョンに基づく将来の推計人口によるもの

※2 平成 31 年 4 月 1 日現在の係の中で、係員が 3 人以下の係を統合し半減させるものとして試算しました。

単年度効果額 (平成 40 年度) 2,400 万円 (100 万円未満四捨五入)

平成 40 年度には 1 部 11 課 25 係の削減を目標とすることから、部長 1 人分、課長 11 人分、課長補佐 18 人分及び係長 7 人分の管理職手当の 1 年分が単年度効果額となります。

管理職手当 部 長 : 8 万 5,000 円 (月額) × 1 人 × 12 ヶ月 = 102 万円 (A)
 課 長 : 6 万 3,000 円 (月額) × 11 人 × 12 ヶ月 = 831 万 6,000 円 (B)
 課長補佐 : 5 万 2,000 円 (月額) × 18 人 × 12 ヶ月 = 1,123 万 2,000 円 (C)
 係 長 : 4 万 6,000 円 (月額) × 7 人 × 12 ヶ月 = 386 万 4,000 円 (D)

(A) + (B) + (C) + (D) = 2,443 万 2,000 円

累積効果額 1 億 3,800 万円 (100 万円未満四捨五入)

単位 : 万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	0	138	594	594	1,676	1,676	2,133	2,133	2,443	2,443
累積効果額	0	138	732	1,326	3,002	4,678	6,811	8,944	11,387	13,830

平成 32 年度に 1 課 1 係減、平成 33 年度に 2 課 5 係削減、平成 35 年度に 1 部 5 課 10 係削減、平成 37 年度に 2 課 5 係削減、平成 39 年度に 1 課 4 係削減した場合の効果額となります。

桐生市行政改革方針

1- (2) -④	実施項目	職員数・職員配置の適正化
-----------	------	--------------

実施施策 4 適正な定員管理の推進

所管課 人事課・各課

現状

桐生市行財政改革方針(計画期間：平成 17～26 年度)による職員 350 人の削減後は、職員数に大きな変動はありません。

平成 30 年 4 月 1 日時点と 10 年前の職員数の比較

	職員数
平成 20 年 4 月 1 日	1,320 人
平成 30 年 4 月 1 日	1,090 人
増減	△230 人

取組内容

桐生市人口ビジョンによると、将来的な人口減少は避けられず、市税収入等の減少に伴う財政規模の縮小も想定されることから、将来にわたってこれまでと同額の人件費を捻出することは困難であり、行政サービスを維持するためには職員数の削減に取り組んでいく必要があります。

(1) 職員数の削減

少数精鋭の職員体制を構築するため、継続して職員数の見直しを行うとともに、桐生市人口ビジョンに基づく将来の推計人口を見据え、同人口規模の市を目安に職員数の削減を図ります。

(2) 退職者の補充抑制

各年度の退職者の補充については、必要最低限の補充に止め、業務に支障のない範囲で正規職員の削減を図ります。

(3) 臨時職員、非常勤職員及び再任用職員の活用

政策形成や企画立案など正規職員が本来行う業務を除き、臨時職員、非常勤職員の活用を図るほか、再任用職員を積極的に活用します。

目標

平成 40 年 桐生市推計人口	平成 30 年 4 月 1 日時点の人口 98,300 人規模の類似団体 (6 市) における平均職員数	平成 40 年度 目標数 (平成 30 年 4 月 1 日時点から の削減人数)
98,272 人 [※]	950 人	950 人 (140 人)

※ 桐生市人口ビジョンに基づく将来の推計人口によるもの

単年度効果額 (平成 40 年度) 5 億 1,100 万円 (100 万円未満四捨五入)

上記効果額は、目標削減人数 140 人から実施施策 2 (38 人) 及び実施施策 6 (31 人) に係る削減人数 (合計 69 人) を除いた削減人数 71 人での効果額となります。

720 万円 (平成 29 年度普通会計決算における平均人件費) × 71 人 = 5 億 1,120 万円

累積効果額 34 億 4,900 万円 (100 万円未満四捨五入)

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度の削減人数	6 人	11 人	11 人	11 人	10 人	10 人	9 人	3 人	0 人	0 人
累積削減人数	6 人	17 人	28 人	39 人	49 人	59 人	68 人	71 人	71 人	71 人
単年度効果額	4,320	12,240	20,160	28,080	35,280	42,480	48,960	51,120	51,120	51,120
累積効果額	4,320	16,560	36,720	64,800	100,080	142,560	191,520	242,640	293,760	344,880

桐生市行政改革方針

1- (3) -①	実施項目	I C Tの活用による市民サービスの向上
1- (3) -②	実施項目	コスト削減を見据えた I C Tを活用した事務の効率化
1- (3) -③	実施項目	オープンデータ化の推進

実施施策 5 I C Tを活用した効率的、効果的な行政経営の推進

所管課 総務課・情報管理課・各課

現状・課題等

I C Tの活用は自治体運営のツールとして、様々な可能性を秘めており、最新の動向を踏まえ、費用対効果の視点から、最適な活用方法を検討する必要があります。

取組内容

システムの導入の際には、カスタマイズによる費用の割増しを排し、標準システムを基本とする必要があります。また、導入に当たっては、人件費削減等の費用対効果が見込めることを絶対条件とします。

(1) マイナンバーカードによるコンビニ交付及び自動交付システム導入の検討

窓口の待ち時間の短縮や事務の効率化につなげるため、コンビニ交付の導入及びこれと同様の自動交付システムを市役所や支所に設置することを検討します。

(2) 申請や届出などのオンライン化

申請や届出などの手続をパソコン、スマートフォンから行えるようにすることで、人件費の削減や窓口の待ち時間の短縮につなげます。

(3) 情報公開請求の多い情報のオープンデータ化

情報公開請求が多い情報については、あらかじめオープンデータとすることで、情報公開に係る事務を省き事務の効率化を図ります。

研究内容

(1) 定型的で膨大な業務プロセスの自動化

自治体業務にロボティック・プロセス・オートメーション (R P A) を導入する研究が始まっており、桐生市においても先端 I C T技術により定型的で煩雑、膨大な業務の負担軽減と効率化を進めるための研究を行います。

桐生市行政改革方針

1- (5) -①	実施項目	公共施設等総合管理計画の推進
1- (5) -②	実施項目	子ども・子育て支援新制度に対応した幼児教育・保育施設への転換
2- (1) -①	実施項目	公共施設の民間委託・民営化

実施施策 6 公共施設の民間活力の導入、統廃合及び民間移管

所管課 取組内容に該当する各課

現状・課題等

戦後から高度経済成長期にかけて整備してきた公共施設などの建物や道路、下水道などのインフラ施設(以下「公共施設等」という。)の老朽化が進み、これらの多くの施設が今後一斉に更新時期を迎えますが、人口減少等に伴う厳しい財政状況の中で、全ての施設を維持していくことは困難な状況となっています。

取組内容

人口規模に見合わない施設や利用度の低い施設などについては、更新時期を迎える前であっても統廃合及び民間移管などにより早急に規模縮小を行っていくことを前提とします。

(1) 民間活力による運営を検討する施設

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的考え方(「桐生市公共施設等総合管理計画」第3章)を踏まえ、桐生市公共施設等総合管理計画で定められた延床面積の縮減率が低く、長期間に運営することが予測される施設については、民間活力による運営を前提に検討を進めます。

- ・ 図書館
- ・ 新里図書館
- ・ 桐生が岡動物園
- ・ 青少年野外活動センター
- ・ 自然観察の森
- ・ 利平茶屋森林公園
- ・ 花見ヶ原森林公園
- ・ 斎場

(2) 統廃合及び民間移管を検討する施設

子どもが集団の中で健やかに成長できるよう、また、保護者のニーズに応えるため、地域性や園児数のバランスを勘案しつつ、以下の施設については、認定子ども園への移行を含めた統廃合及び民間移管を前提に検討を進めます。

- ・ 幼稚園 (東・西・境野・広沢・相生・川内南・桜木) 7園
- ・ 保育園 (相生・広沢南部・みつぼり・黒保根) 4園

参考

桐生市公共施設等総合管理計画 施設類型ごとの縮減目標値

分類	施設	民間活力の導入 (指定管理制度)	統廃合	民間移管	延床面積 縮減率※
図書館	図書館	○	—	—	0%
	新里図書館	○	—	—	
レクリエーション・ 観光施設	桐生が岡動物園	○	—	○	5%
	青少年野外活動センター	○	—	○	
	自然観察の森	○	—	○	
	利平茶屋森林公園	○	—	○	
	花見ヶ原森林公園	○	—	○	
幼保・ こども園	幼稚園（東・西・境野・広沢 相生・川内南・桜木）7園	—	○	○	64%
	保育園（相生・広沢南部 みつぼり・黒保根）4園	—	○	○	
その他	斎場	○	—	—	58%

※ 延床面積縮減率は、各々の分類に該当する施設の総延床面積に対するものです。

単年度効果額（平成40年度） 8,100万円 （100万円未満四捨五入）

◎取組内容（1）において指定管理者制度を導入した場合

720万円（平成29年度普通会計決算における平均人件費）×31人^{※1} = 2億2,320万円（A）

委託料見込額^{※2}：1億5,624万円（B）

（A）－（B）＝6,696万円（C）

※1 職員数31人の内訳：図書館6人、桐生が岡動物園12人、野外活動センター3人、
自然観察の森2人、斎場8人

※2 これまでの桐生市の委託実績から人件費の7割としました。

◎取組内容（2）において幼稚園7園中4園を保育園と統廃合及び民間移管した場合

2,466万円（平成30年度予算における幼稚園全園の管理に係る経費）×4園/7園 =
1,409万円（D）

（C）＋（D）＝8,105万円

累積効果額 4億6,100万円 （100万円未満四捨五入）

単位：万円

年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
単年度 効果額	0	0	0	2,808	2,808	8,105	8,105	8,105	8,105	8,105
累積 効果額	0	0	0	2,808	5,616	13,721	21,826	29,931	38,036	46,141

桐生市行政改革方針

2- (2) -①	実施項目	自治組織、NPO法人等との協働
-----------	------	-----------------

実施施策 7 自治組織、NPO法人及び民間団体との協働の更なる推進

所管課 市民生活課・生涯学習課・総務課・各課

現状・課題等

全ての公共サービスを行政だけで担うのは現実的に難しく、これまでも民間等の強みを活かした様々な連携を実施して来ましたが、今後も地域における様々な課題に対応するため、地域自治組織などとの更なる協働を推進していく必要があります。

取組内容

(1) 自治組織、NPO法人等との協働による地域コミュニティの推進

地域における新たな課題や公共サービスを自治組織やNPO法人等にも担ってもらうため、地区公民館の管理をはじめとした協働を推進します。

桐生市行政改革方針

3- (1) -①	実施項目	職員としての意識の高揚と意欲の喚起
3- (1) -②	実施項目	職員の能力向上
3- (1) -③	実施項目	幹部職・専任職（エキスパート）の育成

実施施策 8 人材育成の更なる推進

所管課 人事課・総務課

現状・課題等

「桐生市人材育成基本方針」を平成26年5月に策定し、同方針に掲げる取組を順次実施していますが、同方針に位置付けられていない事項やその後、更に取り組を強化する必要があるものも生じており、時代の求めに応じた人材を育成する上で喫緊の課題となっています。

また、少数精鋭の職員体制を更に推進するために幹部職員の早期育成や、市民からの様々な分野にわたる専門的な意見や要望に対応できる専任職(エキスパート)の育成も急務となっています。

取組内容

(1) 人事評価結果の給与等への反映

人事評価の安定的な運用を図り、人事評価結果を順次、昇給、勤勉手当、昇任・昇格に反映させ、成果を上げた職員が正当に評価される人事管理制度を構築します。

(2) 研修効果の検証

通信教育を含め研修効果の検証を適宜実施し、絶えず研修メニューの更新を図るとともに、技術系職員を対象とした派遣研修を拡充します。

(3) 自己啓発の支援

外部機関が実施する業務に有益な研修、セミナー及び講演会などへの参加を促し、参加した職員への費用助成についても検討します。

業務に関連した書籍、刊行物の紹介や図書室の蔵書の充実を図り、活用を促進します。

(4) 先進都市行政視察研修の活用と政策の立案

先進事例の情報を収集し、担当課へ情報提供を行うなどして先進都市視察研修制度の積極的活用を図ります。

(5) 幹部職員の早期育成

人事評価結果などから見出した将来の幹部職員候補となる人材については、若い年代から幅広い業務経験を積ませるため、他団体への派遣や高度人材の育成につながる研修に派遣するなど、将来を見据えた計画的な人材育成に取り組めます。

(6) 特定の業務に精通し、習熟した専任職(エキスパート)の育成

高度化、専門化する業務に対応した人材を育成するため、短期間で様々な業務経験を積ませる総合職(ゼネラリスト)の育成と併せ、特定分野を長期にわたって経験させることにより、専任職(エキスパート)の育成を図ります。

桐生市行政改革方針

3- (2) -①	実施項目	勤務時間の弾力化
3- (2) -②	実施項目	時間外勤務の縮減

実施施策 9 働き方の見直しによる時間外勤務の縮減

所管課 人事課・総務課・各課

現状・課題等

夜間に会議や行事を開催する場合、あらかじめ勤務時間の割振変更(始業時間や終業時間を前後に移動)を実施していますが、育児や介護等を行う職員についても柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意し、効率的に勤務できる環境を整備することで、公務能率の一層の向上にも資するものと考えられます。(国は平成28年度からフレックスタイム制を導入)

また、時間外勤務の縮減は進んでおらず、時間外勤務をいとわない働き方は、職員が活躍できる環境づくりの弊害となることから、これまで以上に効率的な働き方を推進する必要があります。

時間外勤務の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全職員の支給額	23,957万円	26,004万円	27,898万円	28,035万円	27,272万円
職員1人あたりの支給額	31万円	33万円	35万円	36万円	35万円
全職員の時間外勤務	101,558時間	111,365時間	121,522時間	117,889時間	116,941時間
職員1人あたりの時間外勤務	129時間	143時間	154時間	150時間	147時間

取組内容

(1) 職員の働き方の見直し

職員の健康保持、職業生活と家庭生活の充実等の観点から、職員の働き方を見直す全庁的な検討委員会を設置し、実効性のある取組を実施します。

(2) 時間外勤務発生の要因分析と改善策の推進

業務が量的・質的に過重なのか、非効率・惰性によるものなのか、必要以上に高い成果を求めているのかなど要因を分析し、他市の取組も参考にして改善策を講じます。

研究内容

(1) フレックスタイム制の研究

国では原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充していますが、桐生市においても導入した場合の効果について研究します。

(2) 在宅勤務の研究

子育て中や介護中の職員が自宅で「業務用ネットワークシステム」を閲覧できるネット環境の整備やテレワークによる在宅勤務について研究します。

目標

時間外勤務手当を平成 31 年度から平成 35 年までは前年度比 10%縮減、平成 36 年度から平成 40 年まで縮減率を 10%から毎年度 1%ずつ下げていきます。

参考

前年度時間外勤務時間を毎年度縮減する場合の試算

年度	時間外勤務時間	時間外勤務手当	縮減額(単年度)
平成 29 年度	116,941 時間	2 億 7,279 万円	基準年度
平成 31 年度	105,247 時間	2 億 4,551 万円	2,728 万円
平成 32 年度	94,722 時間	2 億 2,096 万円	2,455 万円
平成 33 年度	85,250 時間	1 億 9,886 万円	2,210 万円
平成 34 年度	76,725 時間	1 億 7,898 万円	1,989 万円
平成 35 年度	69,052 時間	1 億 6,108 万円	1,790 万円
平成 36 年度	62,838 時間	1 億 4,658 万円	1,450 万円
平成 37 年度	57,811 時間	1 億 3,486 万円	1,173 万円
平成 38 年度	53,764 時間	1 億 2,542 万円	944 万円
平成 39 年度	50,538 時間	1 億 1,789 万円	752 万円
平成 40 年度	48,011 時間	1 億 1,120 万円	589 万円

単年度効果額 (平成 40 年度) 1 億 6,100 万円 (100 万円未満四捨五入)

平成 29 年度の時間外勤務時間を基準として、平成 31 年度から平成 35 年度までは前年度比 10%の縮減、平成 36 年度から平成 40 年度まで縮減率を 10%から毎年度 1%ずつ下げた場合の縮減額を 10 年間足し上げた金額です。

累積効果額 10 億 8,600 万円 (100 万円未満四捨五入)

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	2,728	5,183	7,393	9,382	11,172	12,622	13,795	14,739	15,491	16,080
累積効果額	2,728	7,911	15,304	24,686	35,858	48,480	62,275	77,014	92,505	108,585

各年度の縮減効果が次年度以降も継続するものとして単年度効果額を算出し、当該年度までの単年度効果額を足し上げたものが累積効果額となります。

桐生市行政改革方針

4- (1) -①	実施項目	市税等の収入の確保
-----------	------	-----------

実施施策 10 市税等の収入の確保

所管課 納税課等

現状・課題等

市税収納率は収納対策（差押の強化、延滞金の完全徴収、財産調査の実施、分割納付の管理、現年滞納者への早期対応など）を推進する中で平成 29 年度は 91.91%まで大幅に向上していますが、口座振替利用率は県内 5 市（平成 28 年度税務概要等による公表値）と比較しても低い状況となっており、収納率の高い自治体は口座振替利用率が高いことから、更なる収納率向上のためには、口座振替利用率を向上させる必要があります。

過去 5 年間の市税収納率

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
88.12%	89.24%	90.03%	91.02%	91.91%

平成 28 年度 市税口座振替利用率（国民健康保険税を含む。）

桐生市 26.1%

前橋市 34.7%、沼田市 49.2%、館林市 56.3%、富岡市 37.0%

みどり市 47.6%

取組内容

（1）口座振替の利用推進

口座振替の利用を推進し、口座振替率 45%（公表している県内 5 市の平均値）を目指します。

- ①口座振替の利用案内を掲載した専用封筒を作成し、口座振替の利用を推進していきます。
- ②口座振替推進ポスターを作成し、本庁、各支所、各公民館、金融機関等へ掲示します。
- ③広報きりゅうや市政情報発信媒体（HP・ふれあいメール・TVモニター）を活用し、口座振替の利用について啓発します。
- ④金融機関と連携し、納税者へ口座振替の利用を勧奨します。
- ⑤転入手続きの際に市民課窓口において、口座振替の利用を勧奨します。
- ⑥届出印がなくても口座振替が簡単にできる手続方法を検討します。

⑦口座振替について市税の全税目及び水道料金や保険料等を一度に申し込みができるように依頼書を一本化します。

(2) 納めやすい環境の整備推進

①市県民税特別徴収の口座振替を導入し、特別徴収義務者に対して積極的に利用を推進していきます。

②モバイルレジ[※]やクレジット納付について、費用対効果の視点から、導入に向けた検討をしていきます。

※モバイルレジ：請求書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどで読み取り、ネットバンキングを利用して支払いができるサービス。

研究内容

(1) 効率的な徴収体制の研究

個人情報保護に配慮し、複数ある債権については、債権管理情報を共有できるシステム環境を構築し、徴収業務の一元化への研究を進め、効率的な徴収体制を研究していきます。

単年度効果額（平成 40 年度） 5,200 万円 （100 万円未満四捨五入）

平成 29 年度の現年度収納率 98.78%を平成 31 年度には 99.00%とし、以後毎年度約 0.05 ポイントずつ向上させ、平成 35 年度に 99.20%とします。平成 36 年度以降は、99.20%を維持させたときに得られる増加収納金額です。

（参考）平成 29 年度現年課税分調定額：133 億 3,166 万円

累積効果額 4 億 7,100 万円 （100 万円未満四捨五入）

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	2,866	3,517	4,114	4,752	5,389	5,329	5,329	5,324	5,255	5,249
累積効果額	2,866	6,383	10,497	15,249	20,638	25,967	31,296	36,620	41,875	47,124

4- (1) -②	実施項目	受益者負担の適正化
-----------	------	-----------

実施施策 1 1 使用料・手数料の見直し

所管課 財政課・各課

現状・課題等

公共施設や行政サービスを利用した場合、受益者負担の原則により、費用の一部を使用料・手数料として徴収しますが、使用料・手数料については、長年にわたって見直しがされていない状況であり、社会経済状況の変化や利用する者と利用しない者との均衡などを考慮した適正な見直しが必要となっています。

取組内容

使用料・手数料については、定期的に見直しを行うため、平成 33 年度を目途に統一的な基準を策定し、明確な算定方法により料金の改定を行っていきます。

(1) 統一的な基準の策定

必要な経費については十分な額を徴収することを基本とした統一的な基準を策定します。十分な額を徴収しないと税等により穴埋めせざるを得ず、結果として、財政運営を悪化させるか他の行政サービスを低下させざるを得なくなるため、特定の便益を受けた者と受けなかった者との間に不公平を生じることのないようにします。

(2) 算定方法の明確化

適正な受益者負担を求めるには、使用料・手数料の算定方法を明確にし分かりやすく示します。

① 使用料の算定の例

- ・ 使用料基準額＝原価×受益者負担率
- ・ 原価は、施設の貸出や管理に係る経費(人件費、物件費)
- ・ 受益者負担率は、「多くの市民が利用するのか」「特定の市民が利用するのか」「民間でも提供されているのか」「民間での提供が難しいのか」という視点から受益者の負担割合を定めます。

② 手数料の算定の例

- ・ 手数料基準額＝原価×受益者負担率
- ・ 原価は、証明書発行等に係る経費(人件費、物件費)
- ・ 受益者負担率は、受益者に対し役務の提供に要する経費の負担であることから 100%を原則とします。

(3) 定期的な見直し

基準に基づき、使用料・手数料の定期的な見直しを行います。また、基準についても、必要に応じて、適宜見直すこととします。

(4) コスト削減の努力

効率的な施設の管理運営や事務の効率化によるコスト削減を続けることで、料金の上昇を抑制するとともに、職員のコスト意識の向上を図ります。

(5) 施設の管理運営に係る収支の公開

施設の貸出や管理に係る経費が使用料の根拠となるため、その利用状況や収支を公開して、市民の理解を得ながら見直しを進めていきます。

桐生市行政改革方針

4- (1) -②	実施項目	受益者負担の適正化
-----------	------	-----------

実施施策 1 2 桐生が岡遊園地・動物園の新たな収益の確保

所管課 公園緑地課・企画課・産業政策課・観光交流課・農業振興課

現状・課題等

桐生が岡遊園地は年間延べ100万人が遊具等の乗り物を利用し、桐生が岡動物園は年間延べ35万人が訪れる市内最大の誘客施設です。

しかしながら、両施設で毎年約2億円の維持管理費用がかかっており、また、施設の老朽化も進んでいるため、将来への財政負担を考えると、入園料や駐車料金の徴収に向けた課題があります。

取組内容

桐生が岡動物園の運営方法の見直しについては、都市整備部内で立ち上げた検討組織の中で、市民の声を聞きながら、新たな収益につながる方策を検討します。

(1) 入園料・駐車場料金の徴収の検討

入園料や休日祝日等の駐車場料金の徴収を検討します。

(2) 公募設置管理制度の導入

飲食店、売店等の公園施設の設置、又は管理を行う民間業者を公募により選定し、収益確保を図ります。

(3) ふるさと納税の活用

桐生が岡遊園地及び桐生が岡動物園の施設改修等を目的としたふるさと納税の活用を図ります。

(4) クラウドファンディングの導入

インターネットを通じて事業内容を周知し、広く一般の方々から支援金の提供を受けることができるクラウドファンディングの導入について検討します。

(5) 地場産品等の販売

市内で収穫した野菜や地場産品等の販売を実施します。

(6) オリジナル商品の販売

地元事業者との連携によりオリジナル商品(Tシャツ、ハンカチ、菓子等)の販売を実施します。

(7) 施設内での広告活用

桐生が岡遊園地の各アトラクションや桐生が岡動物園の檻周辺など施設内での広告の活用を検討します。

研究内容

(1) 入園者のまちなか回遊促進策の研究

桐生が岡遊園地及び桐生が岡動物園の集客力は、桐生市の貴重な資産であることから、入園者のまちなか回遊誘導策などについての研究を進め、資産の更なる有効活用を推進します。

桐生市行政改革方針

4- (1) -③	実施項目	広告収入の拡大
-----------	------	---------

実施施策 13 広告収入の更なる拡大

所管課 各課

現状・課題等

広告収入については、印刷物やホームページバナー、公共施設等、広告媒体となり得るものに対して、可能なものから有料広告を実施してきました。公共性を担保しつつ、今後も更なる収入確保を目指して取組を推進する必要があります。

これまでの広告収入

- ・ 公用車、公用封筒、刊行物（広報きりゅう、ごみカレンダー）、市有施設等（モニター、庁舎支柱等）、ホームページ、桐生球場（フェンス）
- ・ 平成 29 年度広告収入決算額 876 万円

取組内容

以下の施設等において広告活用の拡大を図ります。

(1) ネーミングライツの導入

- ① スポーツ施設（桐生球場、桐生市民体育館、陸上競技場）
- ② 文化施設（桐生市市民文化会館）
- ③ 公園（桐生が岡遊園地、桐生が岡動物園）

(2) イベントのスポンサー広告活用

- ① 堀マラソン大会（大会パンフレット、会場内での広告看板設置）
- ② 成人式（案内はがき、プログラム）

(3) 施設での広告活用

- ① 施設カウンタースペース
- ② 施設内レターラック（ラック内にパンフレット、チラシ広告を掲出）
- ③ 施設玄関マット
- ④ 桐生市民体育館の屋内壁面

(4) 各種業務での広告活用

- ① 各種ガイドブック （例）子育てガイドブック
- ② 各種「～だより」 （例）図書館だより
- ③ イベント説明チラシ （例）桐生八木節まつりチラシ
- ④ 手続き説明チラシ （例）介護保険制度の案内
- ⑤ 母子健康手帳カバー（母子健康手帳のカバーにスポンサー広告を掲載）

⑥図書館雑誌カバー（雑誌のカバーにスポンサー広告を掲載）

単年度効果額（平成 40 年度） 1,100 万円 （100 万円未満四捨五入）

（取組内容を実施した場合の主な効果額内訳）

広告の内容	年間収入額
ネーミングライツ （球場、体育館、市民文化会館、遊園地）	850 万円
イベントスポンサー広告 （堀マラソン）	50 万円
施設での広告活用 （カウンタースペース、レターラック、玄関マット、体育館屋内壁面）	200 万円
合 計	1,100 万円

累積効果額 9,600 万円 （100 万円未満四捨五入）

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	0	790	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
累積効果額	0	790	1,890	2,990	4,090	5,190	6,290	7,390	8,490	9,590

取組内容については、平成 32 年度から実施しますが、体育館のネーミングライツ及び広告活用については、平成 32 年度完成予定のため、平成 33 年度から実施した場合の効果額となります。

桐生市行政改革方針

4- (1) -④	実施項目	遊休資産の利活用や売却
4- (1) -⑤	実施項目	市有施設の民間企業等への有料貸し出しの検討

実施施策 1 4 遊休資産の利活用や売却

所管課 財政課・各課

現状・課題等

資産を十分に活用せず、未利用の状態に置かれていては、資産が持つ潜在能力や価値を引き出さず、実質的に損失を生み出していることとなります。遊休地や未利用施設及び低利用施設を把握し、資産を最大限に活用することにより、行政サービスの向上及び財政の健全化を進めていく必要があります。

普通財産※の内訳 (平成 29 年 12 月末現在)

種類	件数 (件)	面積 (㎡)
山林	46	6,794,588
宅地	384	441,561
田畑	16	14,996
雑種地	144	379,605
原野	32	25,725

※普通財産とは、特定の行政目的に利用するものでなく、その財産から生じる収益をもって財源に充てることを主目的としますが、その中には、現在未利用の状態将来にわたり利用計画のない資産である、いわゆる「遊休資産」があります。

取組内容

(1) 活用可能資産の活用の推進

遊休資産について市場性、収益性の両視点から分類し、分類別に方針を立て、個別具体的な活用を図ります。

① 活用可能資産 [市場性が高く、収益性も高い財産]

・長期的な貸付けを優先します。

例) 使用しなくなった施設等

② 売却推進資産 [市場性は高いが、収益性はあまりない財産]

・売却を優先します。

例) 宅地：宮本町一丁目(831.70 ㎡)、相生町四丁目(1,231.79 ㎡)

雑種地※：梅田町二丁目(904.39 ㎡)

- ③ 運用推進資産 [市場性は低い、収益性が高い財産]
 - ・一時貸付や売却を優先します。
 - 例) 民有地に包含している旧公共物
- ④ 活用推進資産 [市場性が低く、収益性もない財産]
 - ・隣接地主や地元自治会への売却や譲渡を優先します。
 - 例) 山林、幹線道路から離れた未利用地

※雑種地：田、畑、宅地、山林、原野など法務省令で特定された他の 22 種類の用途のいずれにも該当しない土地をいう。 駐車場、資材置き場などがこれに当たる。

(2) 市有施設の民間への有料貸し出しの検討

市有施設の貸し出し状況を調査し、年間を通して利用頻度の低いスペースは、民間へ有料で貸し出し、有効活用を図ります。

単年度効果額 (平成 40 年度) 1,200 万円 (100 万円未満四捨五入)

取組内容 (1) 活用可能資産の活用の推進、②売却推進資産及び③運用推進資産に係る単年度効果額は、平成 29 年度の売却実績 4,796 万円を基準として平成 31 年度から平成 35 年度までは 20%、平成 36 年度以降は 25%と売却額を増加させた場合の金額となります。

累積効果額 1 億 800 万円 (100 万円未満四捨五入)

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	959	959	959	959	959	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199
累積効果額	959	1,918	2,878	3,837	4,796	5,995	7,194	8,393	9,592	10,791

桐生市行政改革方針

4- (2) -①	実施項目	委託料の見直し
-----------	------	---------

実施施策 15 委託料の見直し

所管課 契約検査課・各課

現状・課題等

現在、委託を行っている業務について、委託料の仕様等を明確化し、費用対効果の視点から業務内容全般を見直していく必要があります。

平成 29 年度委託料決算額 62 億 1,535 万円

取組内容

(1) 委託業務内容の見直し

事業の目的、必要性、委託範囲、回数や時期(例えば清掃業務や警備業務)、委託単価をサービスとコストの両面から見直しを行います。

(2) 委託業務の仕様書の明確化と実績確認

仕様書に事業の目的、業務の実施条件、達成すべきサービス水準等を明確に記載し、委託業務の确实性を確保します。また、委託後にモニタリングを行い、仕様書との整合性と実績について確認します。

(3) 委託先の選定

委託先の検証を行うとともに、競争性、客観性、公平性の確保の観点から、一者随意契約ではなく、競争入札や見積合わせを実施します。

(4) 長期継続契約の採用

複数年にわたる委託契約がコスト削減やサービス向上に繋がる場合は、長期継続契約を採用します。

4- (2) -②	実施項目	補助金の見直し
-----------	------	---------

実施施策 16 補助金の見直し

所管課 財政課・各課

現状・課題等

補助金の適正化に関する取組は「客観性」「公平性」「透明性」の3つの視点から評価基準を設定し、平成17年度予算編成から客観的な評価を行い、「補助金調書」を導入し適正化に努めてきました。しかしながら、長年継続した交付による既得権化などの課題に対応するため、見直しを行う必要があります。

平成29年度補助費等決算額（一般財源のみ） 11億3,325万円

取組内容

従前の「客観性」「公平性」「透明性」の3つの視点に、「有効性」「必要性」の視点を加えた「補助金の適正化ガイドライン」を作成し、補助金の検証、見直しを行います。

(1) 終期の設定・既得権の排除

既存の補助金については、補助金調書を作成する予算要求時に終期の設定に努めます。また、新設する場合も同様に、終期を設定し、いずれの場合も、終期が到来したものについては、交付の有無も含めて全て見直しを行います。

(2) 外部委員による検証・評価

内部での検証を徹底し、5年以上見直しがされていない事業や補助割合が2分の1を超える事業などについては、外部委員による検証・評価を実施し、補助金の適正化を図ります。

(3) 目的、効果の検証

補助金の交付の目的を明らかにし、目標値、指標等を定め、達成状況を補助金調書等において確認します。とりわけ、「公益上必要があるか否か」を確認し効果の検証をした結果、効果のないものについては廃止又は縮小します。

(4) 補助率・対象範囲等の明確化

補助率の上限は、原則補助対象経費の2分の1、公費負担に適さないものは補助対象経費から除くなど補助対象範囲を明確化します。

単年度効果額（平成 40 年度） 1 億 1,300 万円 （100 万円未満四捨五入）

平成 29 年度実績における補助金を一般財源で平成 33 年度から平成 36 年度までは 5%、平成 37 年度から平成 40 年度までは 10%削減させるものとして算出した金額です。

累積効果額 6 億 8,000 万円 （100 万円未満四捨五入）

単位：万円

年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
単年度効果額	0	0	5,666	5,666	5,666	5,666	11,332	11,332	11,332	11,332
累積効果額	0	0	5,666	11,332	16,998	22,664	33,996	45,328	56,660	67,992

桐生市行政改革方針

4- (3) -①	実施項目	業務インフラの効率的な運用によるコスト削減
-----------	------	-----------------------

実施施策 17 業務インフラの見直し

所管課 契約検査課・情報管理課・各課

現状・課題等

業務インフラは、経常的に経費がかかり、長期間では膨大な額となります。効率的な運営をするためにもコスト削減を継続して検討していく必要がありますので、常に経費節減に努め、無駄のない運用をしていく必要があります。

取組内容

(1) 市有バスに代わる民間バスの一時的借上げの実施

契約検査課が管理する2台の大型バスは更新時期に合わせ、民間バスの一時的借上げを実施します。

(参考)平成29年度車両管理費決算額 1,872万円

(契約検査課で管理する38台分の車両管理費)

(2) 複合機(コピー、プリンター機能)への変更

各所属へ配置しているプリンターの台数を見直し、コピー機の更新時期に合わせて、コスト削減につながる場合は、複合機へ変更します。

(参考)平成29年度プリンター保守費用決算額 364万円

(パソコン用プリンター268台)

(3) 電算システム業務の見直し

システム業者によって費用に格差があることから、効率的な電算システムの構築を図ることでコストを削減します。

(参考)平成29年度システム調達費用決算額 1億5,873万円

平成29年度システム保守費用決算額 6,131万円